

犯罪被害者等支援の総合的対応窓口および支援の充実に向けて —地方公共団体の窓口の稼働状況に係るインタビュー調査等から—

○ 帝京平成大学 大塚淳子 (009424)

大岡 由佳 (武庫川女子大学・006721)

キーワード：犯罪被害者等支援、地方公共団体、支援体制の整備課題

1. 研究目的

我が国の犯罪被害者等支援は、2004年施行後20年が経過する犯罪被害者等基本法および犯罪被害者等基本計画に沿って推進されている。第3次基本計画（2016～2020年度）期間中の2019年に全市区町村に「犯罪被害者等のための総合的対応窓口（以下、窓口とする）」が設置され、地方公共団体による取り組みも進んできている。また、2023年4月現在で46都道府県および13政令市、606市区町村に犯罪被害者等支援特化条例（以下、条例）が策定されている（警察庁、令和5年版犯罪被害者白書）。一方、窓口の認知度は19.2%（警察庁、2018）と低く、筆者らの2021年調査においても21.1%の認知度にとどまっていた（大岡ら、2022）。同調査の結果では、犯罪被害者等の被害後に必要な情報を市区町村から得た者はわずか3.4%に過ぎない。全国的な窓口整備前になるが、過去の報告でも全国の窓口の稼働状況は約2割に留まる（犯罪被害者等暮らし・支援検討会、2016）。

犯罪被害者等の社会生活状況として、休職・休学が5割、退職・退学が1割に生じ、居住や家事等に困難を抱える者が半数に上っている（大岡、2016）。これらの生活困難課題に対し情報提供や支援を基礎自治体が行う体制整備が重要となる。しかしながら、東京都の調査でも被害後の生活上の変化について「変化有」との回答が96.6%であり、「周囲との人間関係が疎遠になった」が8割、「医療費、交通費、裁判費用等の支出が増え、負担が生じた」が7割強、「外出できなくなった」が7割弱、「収入が減り、生活が苦しくなった」が6割弱と続くが、支援制度の利用に関して東京都、区市町村それぞれで「利用していない」が62.1%に上る（東京都、2022）。

窓口設置に留まらず支援の充実が切望されている状況を背景に、本発表では、2023年度犯罪被害者支援基金助成（研究代表者：大岡由佳）によるインタビュー調査を行った結果から、稼働状況の課題を検討する。本調査は、2022年度白梅学園大学子ども学研究所研究助成金（研究代表者：尾崎万帆子）による自治体アンケート調査において後続のインタビュー調査協力が可能とご回答いただいた自治体のみを引継ぎ、対象選定を行ったものである。

2. 研究の視点および方法

対象は16市区（うち4政令指定都市）の窓口担当者へのインタビュー結果を中心に稼働状況の把握から充実化の促進・阻害要因やそれぞれ分析し、課題を検討した。

調査は、半構造化面接法により、以下の質問項目についてインタビューを行った。

・犯罪被害者等の支援のための特化条例有無及び制定年／・窓口部局の位置づけや人員体

制など／・ 庁内の連携について（ケア会議及び被害者支援の実務会議等の実際など）／
・ 庁内のケア会議参加の経験／・ ワンストップ支援の在り方／・ 個人情報の課題／・ 市町村における都道府県との役割分担／広報や研修の実施状況／・ その他

3. 倫理的配慮

本報告に関連し開示すべき COI 関係にある企業等はない。また、本報告に関する調査研究は、発表者2名に尾崎万帆子（前掲）と他1名の4名で行った。主研究者の所属機関における倫理審査を経て、調査対象者には倫理的配慮に基づき個別支援事例について扱うものではないこと及び中断等の場合も不利益がないことを説明し理解を得るとともに調査回答への同意書をいただいた。（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科／心理・社会福祉学部社会福祉学科研究倫理審査委員会規定に基づく研究倫理審査結果：承認番号：2023029）

4. 研究結果

条例を制定施行している自治体が11、未制定自治体が5で、各窓口の状況をみると、所管部署、人員体制、広報の在り方、支援の在り方などに格差がみられた。専門職や専従職員の配置は非常に少なく、多くの担当者が複数業務を兼任している実態は共通課題にあがった。また、窓口の存在や提供する支援について庁内での周知不足を感じている担当者が多くいた。庁内に犯罪被害者支援等に関する名を冠した連絡会議体が設置開催されている自治体が約3割程度で、年に1回の情報共有に留まるものが多かった。住民等への広報策として、条例制定や施行時に市区報へ掲載、自治体のホームページに掲載、関係機関やイベント時にリーフレット配布、などの回答があった。条例制定自治体では、具体的な支援策の創設に伴い相談件数が増加したとの共通点が聞かれた。見舞金等の経済給付を支援策の中心に据える自治体が多く、それらの支援策利用につなげることを「支援」と捉える向きがあった。また、「相談」を犯罪被害者等の相談として分けずに、市民相談の中で受けている傾向が多かった。幾つかの自治体では、相談体制の強化や庁内外多機関連携が可能となる職種等人材の確保配置に努め、庁内職員研修や市民向け普及啓発などを行っていた。

5. 考察

市民が、犯罪被害に遭うことを想定して自治体の窓口や支援メニューを理解していることは殆どない。しかし、被害遭遇直後から被害者等はさまざまな困難と支援ニーズを抱えることになり、その支援ニーズは個別性が高いものである。さらに犯罪種別によっては潜在化し易い。被害者等は、長期にわたり社会生活全般におけるダメージを受け、生きる力すら削がれてしまう状況に陥り、援助希求力も奪われがちとなる。身近な基礎自治体の支援提供窓口の周知度やアクセスし易さ、相談体制、支援内容や利便性などの状況が、被害者等のその後の希望や生活再建に大きく影響することは言うまでもない。

地方公共団体の条例制定は徐々に増えている。また、本年4月に国は地方公共団体の支援の在り方に係る検討会報告を取り纏めた。窓口の支援内容に係る一層の充実を図るにあたっては、なお多くの課題があり、具体の支援に関する指針策定などが必要と考えられる。